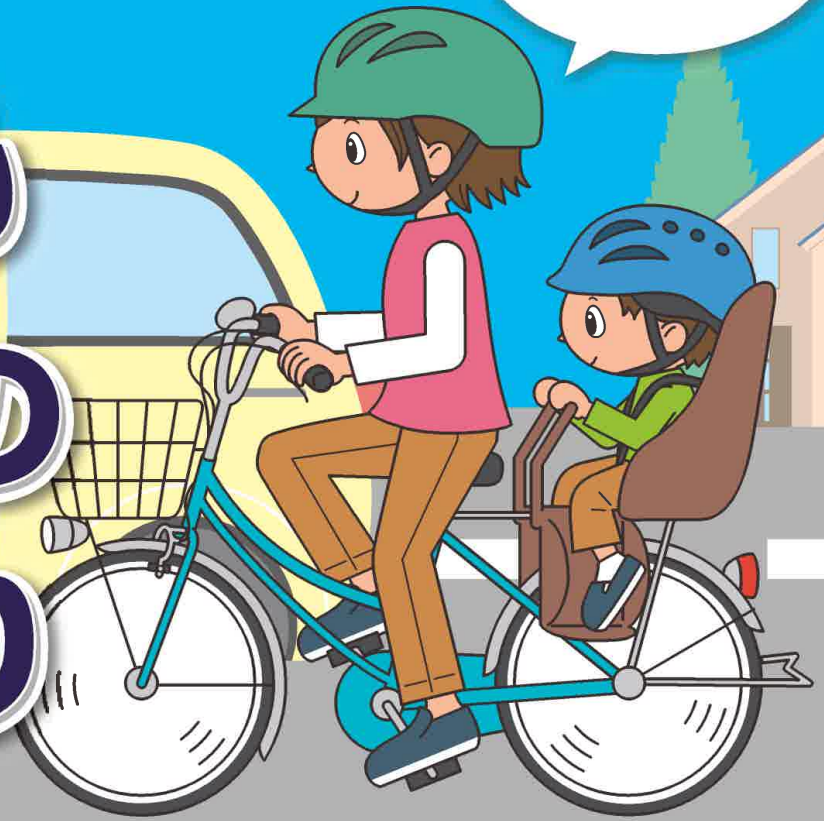


九都県市一斉 自転車マナーアップ強化月間

2023 5.1(月)~31(水)

自転車に乗る時は
ヘルメット着用!

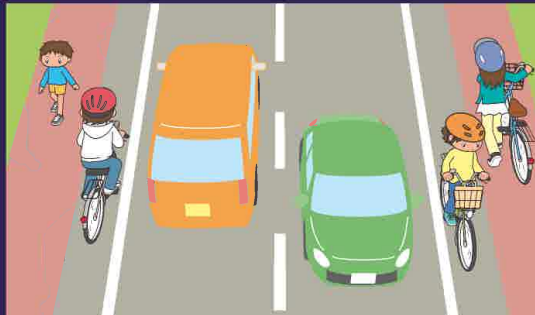
自転車も のれば車の なかまいり



自転車安全利用
五則



車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先



交差点では信号と一時停止を
守って、安全確認



夜間はライトを点灯



飲酒運転は禁止



ヘルメットを着用



自転車に
乗る前に



自転車の点検整備
をしましょう!



自転車保険等への
加入も忘れずに

※各種保険等の特約で加入できる場合もあります

首都圏自転車安全利用対策協議会

埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市

自転車、安全利用していますか？

車道左側の通行

- 自転車は車両です。
車道の左側端を通行しましょう。
- やむを得ず歩道を通行する場合は徐行で。



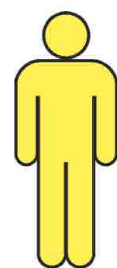
交差点に注意

- 信号や一時停止は必ず守りましょう。
- 見通しの悪い交差点では一旦止まって安全確認を徹底しましょう。



ヘルメットの着用

- 全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務になりました。
- 死亡事故の約半数は頭部の致命傷が原因。
- 特に子供や高齢者には家族から指導しましょう。



頭部…… 11人
頸部…… 1人
胸部…… 1人
腰部…… 1人
その他…… 2人

損傷部位別自転車死者数 (R4年中)

自転車保険に必ず加入しましょう

高額賠償事例が発生しています

自転車は乗り方を誤ると凶器になります。事故は起こさないことが一番ですが、万が一に備え自転車保険に加入しましょう。

埼玉県では条例により

自転車損害保険等への加入が義務となっています。

「入ってるよね?自転車保険」
動画公開中!!



確認しましょう

ご自身やご家族が加入している**自動車任意保険などの特約**で、自転車事故を補償できるものもあります。詳しくは、埼玉県ホームページ、各損害保険会社や保険代理店、自転車安全整備店等にご確認ください。

九都県市一斉統一行動日

2023年5月10日(水)

毎月10日は自転車安全利用の日



【コバトン】

【さいたまっち】

自転車マナーアップ強化月間 埼玉県

 検索



埼玉県・埼玉県警察・埼玉県教育委員会・埼玉県交通安全対策協議会
問合せ先 / 埼玉県 県民生活部 防犯・交通安全課 TEL 048-830-2960 FAX 048-830-4757